平成３０年（フ）第２８７号
福岡市中央区大名１丁目３番12―207号
債務者　岩永　圭史
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６号
福岡県大牟田市大字田隈685番地２
債務者　森　　邦博
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成３０年（フ）第１１号
福岡県大牟田市藤田町589番地１
債務者　野田　寛文
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第８２８号
仙台市宮城野区清水沼１丁目４番２号　コーポ西山101、従前の住所　仙台市泉区松森字西沢３番地　カントリーレイクⅡ―203
債務者　伊勢　　豊
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４４０号
茨城県ひたちなか市西大島１丁目20番22号
債務者　鬼澤美由紀（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第１１号
茨城県水戸市堀町407番地の40
債務者　沼田　竜介
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２７４号
静岡県富士市蓼原786番地の１　リュミエール303号
債務者　佐野　志穂
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１１９０号
京都市右京区梅津開キ町30番地の64
債務者　山田壽集子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１４５号
京都府向日市向日町北山19番地の６
債務者　百海喜美子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１６８号
京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅石田大受団地６―501
債務者　髙松　町小
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５８号
広島市西区井口４丁目13番12号
債務者　米信水産こと　米田　信康
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５９号
広島市西区井口４丁目13番12号
債務者　米田　葉子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６７号
広島市中区光南５丁目１番61―208号
債務者　土井　清子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１２５号
広島市安佐北区落合４丁目15番12―502号
債務者　中根　　茂
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２６４号
福岡市中央区港３丁目５番７―804号
債務者　江島　里沙
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３００号
福岡県糟屋郡篠栗町大字和田790番地６　クレメントヒルＢ102号
債務者　藤村　みき（旧姓大穂）
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１０号
福岡県飯塚市有井320番地39　リーブハイツ207号
債務者　山辺　裕子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第１３号
福岡県飯塚市佐與2548番地33
債務者　塩賀　久恵
1　決定年月日時　平成30年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部